

防衛省研究開発評価指針

平成 21 年 8 月

目次

第 1 研究開発評価の基本的な考え方

- 1 本指針の位置付け
- 2 防衛省における研究開発の特性
- 3 研究開発評価の基本理念

第 2 研究開発評価の実施

- 1 研究開発評価の類型
- 2 研究開発評価の体制
- 3 研究開発評価の基準
- 4 研究開発評価の結果等の取扱い及び開示の在り方

第 3 研究開発評価における留意事項

- 1 評価実施主体と被評価主体の関係
- 2 評価者の確保・育成
- 3 評価手法の向上
- 4 その他の留意事項

第 4 雜則

- 1 本指針の実施要領
- 2 本指針の見直し

第1 研究開発評価の基本的な考え方

1 本指針の位置付け

研究開発評価を行うに当たっては、本指針に従うとともに、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成20年10月31日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）の趣旨に沿った適切な評価を行い、かつ、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価と整合を図るものとする。

2 防衛省における研究開発の特性

防衛省における研究開発は、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は情報本部（以下「各自衛隊等」という。）で使用される装備品等に関し実施しており、次に示すとおり、広く科学技術の発展のために行われている他省庁、独立行政法人等の研究開発とは異なった性格を持っている。

(1) 使用者が明確

研究開発の成果は各自衛隊等における装備品等の質的向上に資することが最終的な目的であることから、研究開発の成果の使用者が各自衛隊等に限定されている。

(2) 特殊な目標設定

特に、技術開発においては、各自衛隊等からの要求に基づき、数年から10数年後には各自衛隊等で使用されることを想定した装備品等の設計、試作及び試験を行っていることから、その目標は高度かつ特殊であることが多い。

(3) 広範多岐な対象技術領域

研究開発の対象とする技術分野は、例えば、航空機等の大型システムから個人装具に至るまで、非常に広範多岐にわたっている。

(4) 多様な研究開発段階

各自衛隊等の要求により実施される装備品等の技術開発から、技術研究本部独自の発意に基づく比較的遠い将来に向けた基礎的研究、軽易な改善を目的とする研究改善まで様々な段階の研究開発が存在して

いる。

(5) 外部の専門家の制約

装備品等に用いられる技術は、分野によっては特殊性が強いために評価の客観性が担保できる外部の専門家が必ずしも存在するものではない。

3 研究開発評価の基本理念

防衛省の政策目的に合致した研究開発がなされるように、実効性及び継続性が確保され、かつ、前項の防衛省の特性を踏まえつつ、最大限、客観性及び透明性が確保された評価を行うことが適切である。また、民間の先端技術の進展や防衛上・運用上の環境変化を的確に捉え適時・適切な評価を行うことによって先進的な装備を提供できるようにするべきである。これらの点を踏まえた研究開発評価の基本的考え方は、次のとおりである。

(1) 実効性の確保

防衛力整備の目標と整合を図った評価が実施されるよう、研究開発の実施の観点だけではなく、防衛力整備全体の観点からの評価及びその評価を研究開発に反映させることにより、評価の実効性を確保する。

(2) 継続性の確保

個々の評価結果を研究開発実施に対して、繰り返し反映できる枠組を確保することにより、継続性のある評価方法で評価を行うものとする。

(3) 客観性の確保

評価の実施に当たっては、技術評価委員会による審議を基本とするが、秘密の保全に十分留意しつつ可能な限り外部の専門家による意見を聞くものとする。

(4) 透明性の確保

評価基準や評価項目をあらかじめ明確に定めるとともに、評価の内容を可能な限り公開する。

第2 研究開発評価の実施

1 研究開発評価の類型

研究開発評価は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 事業評価

事業評価の対象範囲は、装備品等の研究開発に関する訓令（以下「訓令」という。）第2条第1号に規定する装備品等の研究開発とする。ただし、技術研究のうち研究総経費（評価時点における試作品費の総経費をいう。）が10億円未満の技術研究項目（重要技術研究を除く。）及び自隊研究（重要自隊研究を除く。）については評価の対象外とする。

個々の装備品等の研究開発の妥当性を、事前、中間、事後及び追跡の各段階において評価する。

なお、各段階における評価においては、相互運用性等の統合運用を円滑にするための観点を踏まえるほか、次の観点について留意するものとする。

ア 目標評価（防衛力整備の観点を中心とした目標の適正性の評価をいう。以下同じ。）

装備品等の研究開発の対象となる装備品等の運用構想とこれに基づく装備構想、要求性能等の様々な目標が、防衛力整備の観点から合理的かつ効率的に設定されているか否かについての評価

イ 技術評価（目標達成のための技術的実施手段の適正性の評価をいう。以下同じ。）

設定された目標を実現するに当たり、技術的観点から効率的かつ効果的な対応が成されているか否かについての評価

(2) 分野別評価

事業評価の対象となる複数の研究開発項目を、分野ごと（例えば、無人機関連技術、N B C 関連技術等）に一定期間で取りまとめ、その技術的達成度等をふかん的な視点から評価することにより、技術分野

ごとの取り組み状況を把握し、もって、じ後の中長期計画立案の資とする。

(3) 機関評価

研究開発機関等における業務内容、研究試験の実施状況等を把握し、研究分野の設定方法及び研究体制の妥当性等を評価する。

(4) 制度評価

防衛省における研究開発に関する制度の運営状況等を把握し、じ後の研究開発制度の見直しの資とする目的とし、制度の創設、改善変更等の妥当性等を評価する。

2 研究開発評価の体制

前項の各種評価については、防衛省における研究開発の特性を踏まえ、評価を実施する主体（以下「評価実施主体」という。）が実施する評価を基本とするが、可能な範囲で積極的に外部の専門家の意見を聴取するものとする。また、評価に当たっては、十分な人員及び予算を確保し、次のとおり評価体制の整備を図るものとする。

(1) 部内評価

ア 評価実施主体

各自衛隊等要求の技術研究開発及び重要自隊研究に関する事前評価については、装備品等の研究開発着手の妥当性について、目標評価が最も重要なことから、防衛政策局防衛計画課が評価実施主体の中心となり実施する。その際、情報本部要求の技術研究開発に関するものについては防衛政策局調査課が必要な協力をう。また、経理装備局における研究開発評価の対象に係る事務を所掌する課又は技術計画官は、経費見積を含む技術評価に関して防衛政策局の評価の実施に必要な協力をう。

各自衛隊等要求の技術研究開発及び重要自隊研究に関する事前評価以外の評価については、装備品等の研究開発の実施段階における技術評価が主体となることから、経理装備局における研究開発評価の対象に係る事務を所掌する課又は技術計画官が評価実施主体の中心となり評価を実施する。その際、必要に応じて実施する目標評価

については、防衛政策局防衛計画課及び調査課が必要な協力を行う。

イ 技術評価委員会の構成及び役割

- (ア) 訓令第29条の2に定める技術評価委員会を構成する委員（以下「評価委員」という。）は、次のとおりとし、評価対象である研究開発項目が衛生資材に関するものである場合には衛生監を評価委員として加えるものとする。

なお、被評価主体に属する者は評価委員としてではなく、被評価主体として審議に参画するものとする。

事務次官、大臣官房長、防衛政策局長、経理装備局長、**技術監、総合取得改革の推進に関することを総括整理する審議官**、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、技術研究本部長及び装備施設本部長

- (イ) 技術評価委員会は、評価実施主体が実施した評価の付議を受け、これを妥当と認めるときは承認を議決する。また、技術評価委員会は、技術開発完了後の装備品等については、ライフサイクルコスト削減を中心とした観点のみならず、広く装備品等を効率的に改善改良するといった観点から必要に応じて、フォローアップ事業を起こすことに関する各自衛隊等又は技術研究本部への勧告等を行えるものとする。
- (ウ) 技術評価委員会の議事については、議事録を作成するものとする。

ウ 技術評価委員会調整部会の設置

- (ア) 技術評価委員会に、調整部会を置く。
- (イ) 調整部会は、部会長及び委員をもって構成する。
- (ウ) 部会長は、技術監をもって充てる。
- (エ) 調整部会を構成する委員（以下「調整部会員」という。）は、次のとおりとし、評価対象項目が衛生資材に関するものである場合には衛生監を、指揮通信に関するものである場合には統合幕僚監部指揮通信システム部長を、それぞれ調整部会員として加えるものとする。

なお、被評価主体に属する者は調整部会員としてではなく被評価主体として審議に参画するものとする。また、評価対象項目が特定の各自衛隊等に係る装備品等に関するものである場合には、他の各自衛隊等の調整部会員の出席を必ずしも要しないものとする。

防衛政策局次長、統合幕僚監部防衛計画部長、統合幕僚監部首席後方補給官、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備部長、海上幕僚監部防衛部長、海上幕僚監部装備部長、海上幕僚監部技術部長、航空幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部装備部長、航空幕僚監部技術部長、情報本部長が指定した情報官、技術研究本部技術企画部長、技術研究本部事業監理部長、技術研究本部研究開発評価官及び装備施設本部副本部長（管理担当及び評価対象項目に係る事務を所掌する副本部長）。

- (オ) 部会長は、技術評価委員会の議案について、あらかじめ審議するため調整部会を招集し、これを主宰するものとする。

エ 技術評価委員会評価部会の設置

- (ア) 技術評価委員会に、評価部会を置く。
- (イ) 評価部会は、部会長及び委員をもって構成する。
- (ウ) 部会長は、防衛政策局防衛計画課が中心となり評価を実施する事項に関しては防衛政策局防衛計画課長をもって、その他の事項に関しては経理装備局における研究開発評価の対象に係る事務を所掌する課長又は技術計画官をもって充てる。
- (エ) 評価部会を構成する委員（以下「評価部会員」という。）は、次のとおりとし、評価対象項目が情報本部要求のものである場合には防衛政策局調査課長を、衛生資材に関するものである場合には人事教育局衛生官を、指揮通信に関するものである場合には統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長を、それぞれ評価部会員として加えるものとする。

なお、評価実施主体の中心となる課等の長は評価部会員としてではなく評価部会長として審議に参画し、被評価主体に属する者

は評価部会員としてではなく被評価主体として審議に参画するものとする。また、評価対象項目が特定の各自衛隊等に係る装備品等に関するものである場合には、他の各自衛隊等の評価部会員の出席を必ずしも要しないものとする。

大臣官房文書課長、大臣官房企画評価課長、防衛政策局防衛政策課長、防衛政策局防衛計画課長、経理装備局会計課長、経理装備局装備政策課長、経理装備局技術計画官、経理装備局の課長及び室長（評価対象項目に係る事務を所掌する課長及び室長に限る。）、統合幕僚監部防衛計画部計画課長、統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官、陸上幕僚監部防衛部防衛課長、陸上幕僚監部防衛部情報通信・研究課長、陸上幕僚監部装備部開発課長、海上幕僚監部防衛部防衛課長、海上幕僚監部防衛部装備体系課長、海上幕僚監部装備部装備需品課長、海上幕僚監部技术部技术課長、航空幕僚監部防衛部防衛課長、航空幕僚監部防衛部装備体系課長、航空幕僚監部装備部装備課長、航空幕僚監部技术部技术課長、情报本部計画部長が指名する課長、情报本部電波部長が指名する課長、技术研究本部技术企画部企画課長、技术研究本部事業監理部管理課長、技术研究本部事業監理部計画官、技术研究本部研究開発評価官付上席評価管理官及び装備施設本部の課長（企画調整課長及び評価対象項目に係る事務を所掌する課長）

- (オ) 部会長は、議案について審議するため必要に応じて評価部会を招集し、これを主宰するものとする。
- (カ) 部会長は、評価部会で取りまとめた評価結果を委員長に報告するものとする。委員長は、評価部会の議案が、教育及び訓練用器材並びに試験及び研究用器材に係るものを除く各自衛隊等要求の研究開発項目であり、予算要求を必要とする事前及び中間段階の事業評価又は制度評価である場合を除き、評価部会の議決をもって技術評価委員会の議決とすることができます。委員長が必要と認めた場合、報告された議案について技術評価委員会で審議するものとする。

オ 関係職員の出席等

委員長、調整部会長又は評価部会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を技術評価委員会、調整部会又は評価部会に参加させることができる。

(2) 外部評価

ア 外部評価の基本的な考え方

大綱的指針においては、「外部の専門家を評価者とする外部評価により実施する」とされており、大綱的指針の対象とする国の研究開発の範囲は、国費によって実施される研究開発全般であり、防衛省における装備品等の研究開発も基本的には例外ではない。しかしながら、大綱的指針は、基本的な事項について整理したものであり、評価を実施する主体がその特性や研究開発の性格に応じて、それぞれに適した評価を行うことが必要であるとされていること、評価結果の公開等についても国家安全保障等に十分配慮することとされており、防衛省の装備品等の研究開発の特性への配慮はなされている。

こうした点を踏まえつつ、防衛省の装備品等の研究開発の特性を考慮した外部評価の基本的な考え方は、次のとおりである。

技術研究開発に対しての最終的な評価、即ち装備品等として部隊の使用に供し得るか否かについての判断は使用者たる各自衛隊等が行うことは言うまでもない。また、技術的観点からの評価についても技術評価委員会における審議等を通じて各自衛隊等が積極的な参画をすることが客観性の確保からも適切である。

なお、技術研究開発であって技術的観点からの評価が主体となるものについて、十分な技術的知見を有し、評価の客観性が担保できる外部の専門家が存在する場合には、その視点を活用することとする。

イ 評価対象

外部の専門家による意見の聴取は、技術的観点からの評価について実施されることから、技術評価が中心となる中間評価及び事後評

価について導入するものとする。また、対象の候補となる技術研究開発項目としては高度の秘密保全が求められるもの以外すべて（研究活動に支障のない範囲）とする。

ウ 実施体制

外部の専門家による意見の聴取は、技術的観点からの評価を行うという性格から、技術研究本部に、組織として独立性を確保した外部の専門家からなる委員会を設置して行うものとする。

3 研究開発評価の基準

個々の研究開発評価の基準は、評価対象、評価類型及び評価の観点によって大きく異なることから、評価の目的に応じて事前に設定することを原則とする。

4 研究開発評価の結果等の取扱い及び開示の在り方

研究開発評価の結果については、評価の目的に照らして適切に活用されなければならない。特に、研究開発事業の評価については、当該事業に対する資源配分に適切に反映される必要がある。

評価項目、評価基準及び評価結果については、原則的に開示を行う。開示に当たっては、大綱的指針に示されているように、個人情報、企業秘密の保護、国家安全保障及び知的財産権の取得状況等に十分配慮しなければならない。

第3 研究開発評価における留意事項

1 評価実施主体と被評価主体の関係

研究開発評価作業の効果的な実施に当たっては、評価実施主体と被評価主体が有する情報と知見を積極的に提供し合うという協調関係と、評価実施主体もその評価能力を評価されるという意味での緊張関係を構築し、双方が意見を述べ合いながら評価を確定していく必要がある。

その過程において、被評価主体が、評価対象とされた事業及び制度について、全体の中での位置付けを明確に意識するとともに、評価の内容を正確に理解し、評価結果を確実にその後の施策の企画立案に反映させ

ていくものとする。

2 評価者の確保・育成

評価者の確保のためには、研究開発評価を恒常に実施することが必要不可欠であり、評価を実施するものとしてこれに努めていくことが求められる。また、評価者の質の向上のため、適切な措置を講じていくことが重要である。

3 評価手法の向上

装備品等の研究開発評価は、評価時点では見通し得なかった技術や社会情勢の変化が将来的に発生し得るという点で、常に不確実性を伴うものである。したがって、評価実施主体は、その不確実性を認識した上で、評価時点で最良と考えられる評価手法を取るよう努めることが必要である。

4 その他の留意事項

研究開発は必ずしも成功するとは限らず、失敗から貴重な教訓が得られることもある。したがって、失敗した場合には、まず、その原因を究明し、その後の研究開発にこれを生かすことが重要であり、成果が上がらなかつたことをもって短絡的に従事した研究者や機関を否定的に見るべきではない。特に、評価が独創的な研究開発の阻害要因とならないよう留意する必要がある。

第4 雜則

1 本指針の実施要領

本指針の実施要領については、経理装備局長が定めるものとする。

2 本指針の見直し

本指針については、評価の実施の成果を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。